

令和5年度 第1回
三木市介護保険運営協議会

会 議 資 料

- 1 令和4年度の介護保険事業について
- 2 令和5年度の介護保険事業について
- 3 第9期介護保険事業計画の策定について

令和5年7月19日(水)

三木市健康福祉部介護保険課

三木市介護保険運営協議会 委員名簿

(任期：令和5年6月1日から令和7年5月31日まで2年間)

	氏 名	役 職 名
1	池 田 篤 紀	三木市医師会 理事
2	今 福 恵 子	関西国際大学 准教授（保健医療学部看護学科）
3	鷺 尾 孝 司	三木市区長協議会連合会 会長
4	藤 木 登 志 子	三木市連合民生委員児童委員協議会 副会長
5	奥 野 敬 子	三木市老人クラブ連合会 副会長兼女性部長
6	井 階 一 樹	三木市歯科医師会 理事
7	高 馬 将 一	三木市薬剤師会 会長
8	大 西 幹 文	兵庫県加東健康福祉事務所 監査・福祉課長
9	加 藤 優 子	社会福祉法人優和福祉会 総施設長
10	道 本 寛 幸	社会福祉法人三木市社会福祉協議会 事務局長
11	山 城 千 明	三木市医療保険課長（国民健康保険担当）
12	西 尾 美 智 子	公募委員
13	井 上 濟 納	公募委員
14	長 谷 川 悦 子	公募委員
15	村 川 美 枝 子	公募委員
16	吉 村 清 美	公募委員

協議事項 1

令和4年度の介護保険事業について

1 第1号被保険者数の推移

令和5年3月末で、65歳以上の第1号被保険者は26,213人で、ほぼ推計どおりであり、近年は大きく増減していません。

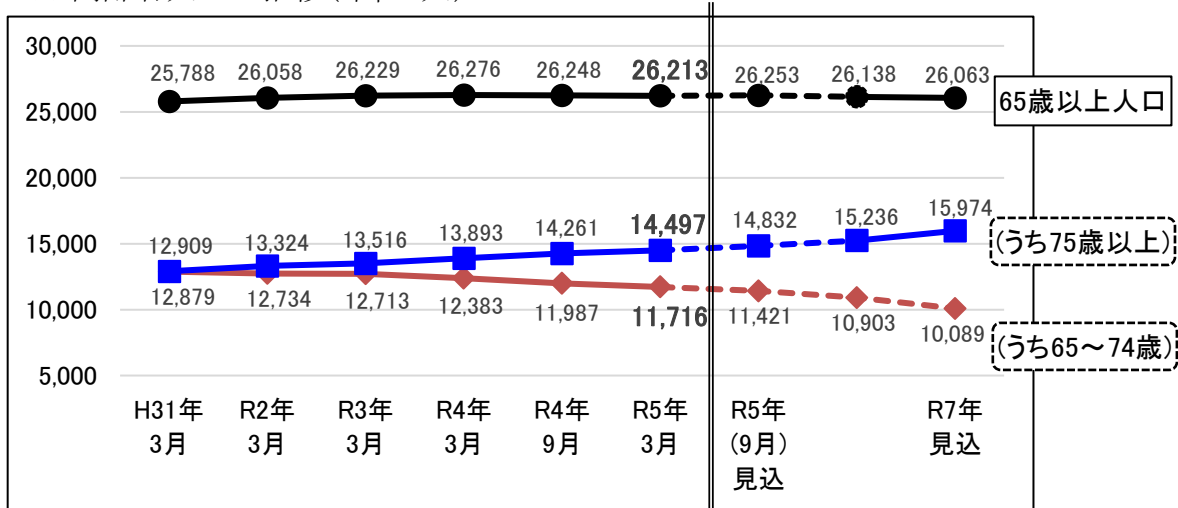
しかし、年齢構成では、前期高齢者（65～74歳）が減少傾向、後期高齢者（75歳～）が増加傾向にあります。

なお、高齢化率は35%となり、三木市民の3分の1が65歳以上となっています。

年 度	第1号被保険者数 (65歳以上)			(参考)	
	うち 前期高齢者 (65歳～74歳)	うち 後期高齢者 (75歳～)		住民基本 台帳人口	高齢化率
平成30年度 (H31年3月末)	12,879人	12,909人	25,788人	77,552人	(33.3%)
令和元年度 (R2年3月末)	12,734人	13,324人	26,058人	76,929人	(33.9%)
令和2年度 (R3年3月末)	12,713人	13,516人	26,229人	76,121人	(34.5%)
令和3年度 (R4年3月末)	12,383人	13,893人	26,276人	75,233人	(34.9%)
令和4年度	推計	(12,043人)	26,250人	75,337人	(34.8%)
	実績	(11,987人)	26,248人	75,009人	(35.0%)
	(R5年3月末)	(11,716人)	26,213人	74,411人	(35.2%)

※「推計」は、第8期介護保険事業計画によるもの

★ 高齢者人口の推移(単位:人)



(⇒ 介護保険事業計画の推計)

2 要介護（支援）認定の状況（第2号被保険者含む）

令和4年9月の要介護（支援）認定者数は4,703人で、75歳以上の後期高齢者数の増加に伴い、1年間で204人(+5%)も増加しています。また、令和5年3月の認定者数は4,760人となっています。

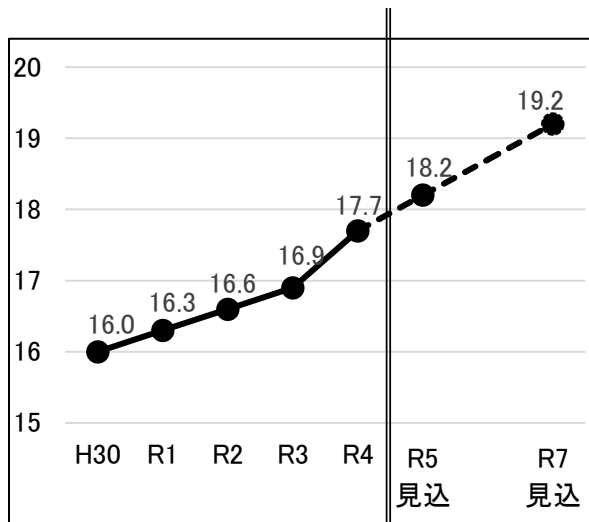
また、要介護認定率についても、同様の理由で、令和4年9月には17.7%と過去3年よりも伸びが大きく、これまで県内29市の中で一番低い要介護認定率であったものの、令和5年3月では県内で低い順から4番目となりました。

要介護度別では、要介護1が計画よりも増えており、認知機能の低下等により認定申請をされる方が多くなっているためと考えられます。

	令和2年 9月	令和3年 9月 (A)	令和4年9月			令和5年 3月	増減	
			計画 (B)	実績 (C)	構成比		計画比 (C-B)	前年比 (C-A)
要支援1	529人	531人	568人	580人	(12%)	599人	12人	49人
要支援2	897人	872人	958人	949人	(20%)	976人	△9人	77人
要介護1	560人	675人	602人	670人	(14%)	688人	68人	△5人
要介護2	803人	793人	855人	828人	(18%)	819人	△27人	35人
要介護3	592人	618人	632人	644人	(14%)	662人	12人	26人
要介護4	603人	620人	642人	631人	(13%)	631人	△11人	11人
要介護5	412人	390人	438人	401人	(9%)	385人	△37人	11人
計	4,396人	4,499人	4,695人	4,703人	(100%)	4,760人	8人	204人
(認定率)	(16.6%)	(16.9%)	(17.7%)	(17.7%)		(17.9%)	(0.0%)	0.8%

※ 認定率のみ第2号被保険者を含まない数値

★ 要介護認定率の推移(各年9月末、単位:%)



(⇒ 介護保険事業計画の推計)

★ 県内29市の認定率

(令和5年3月) ※低い順

三田市	17.0%
加東市	17.4%
小野市	17.6%
三木市	17.9%
相生市	18.1%
豊岡市	18.9%
加古川市	19.3%
神戸市	21.4%
(全国平均)	(19.0%)
(県内41市町平均)	(20.8%)

3 1か月当たりのサービス別の受給者（利用者）数

令和4年度の受給者（利用者）数については、医療が必要な「訪問看護サービス」や、介護ベッドなどの「福祉用具貸与」などが伸びています。

これは、コロナ禍で病院の面会制限が増えたことで、入院よりも自宅療養を希望される方が多くなったためと考えられます。

また「通所リハビリテーション」は、自宅からの通所により充実した機能訓練を希望する方などによる増加が考えられます。

(単位:人)

	令和 2年度	令和 3年度 (A)	令和4年度		増減	
			計画 (B)	実績 (C)	計画比 (C-B)	前年度比 (C-A)
居宅サービス						
訪問介護	415人	452人	(449人)	468人	(19人)	16人
訪問入浴介護	25人	31人	(26人)	33人	(7人)	2人
訪問看護	313人	376人	(325人)	404人	(79人)	28人
訪問リハビリテーション	63人	110人	(99人)	122人	(23人)	12人
居宅療養管理指導	306人	363人	(312人)	388人	(76人)	25人
通所介護	529人	561人	(594人)	554人	(△40人)	△7人
通所リハビリテーション	827人	858人	(887人)	894人	(7人)	36人
短期入所生活介護	156人	171人	(163人)	194人	(31人)	23人
短期入所療養介護	94人	104人	(116人)	91人	(△25人)	△13人
特定施設入居者生活介護	77人	79人	(81人)	79人	(△2人)	0人
福祉用具貸与	1,403人	1,502人	(1,499人)	1,608人	(109人)	106人
特定福祉用具販売	24人	26人	(23人)	24人	(1人)	△2人
住宅改修費	28人	33人	(34人)	32人	(△2人)	△1人
居宅介護等支援	2,253人	2,399人	(2,398人)	2,513人	(115人)	114人
地域密着型サービス						
地域密着型通所介護	132人	141人	(139人)	136人	(△3人)	△5人
認知症対応型通所介護	24人	27人	(33人)	27人	(△6人)	0人
小規模多機能型居宅介護	69人	64人	(83人)	58人	(△25人)	△6人
認知症対応型共同生活介護	76人	77人	(82人)	79人	(△3人)	2人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0人	0人	(10人)	1人	(△9人)	1人
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	20人	20人	(20人)	18人	(△2人)	△2人
看護小規模多機能型居宅介護	0人	1人	(29人)	1人	(△28人)	0人
施設サービス						
介護老人福祉施設	485人	488人	(511人)	509人	(△2人)	21人
介護老人保健施設	246人	260人	(272人)	270人	(△2人)	10人
介護療養型医療施設・介護医療院	12人	14人	(12人)	11人	(△1人)	△3人

4 経理の状況

令和4年度の介護保険事業の決算（見込）は、収入が72億3千万円、支出が72億円で、差引3千万円の黒字決算となりました。

介護保険事業特別会計決算（見込）

収入総額	支出総額	差引
7,238,790,694円	7,205,366,283円	33,424,411円

収入

科目		収入済額
介護保険料(65歳以上が負担する介護保険料)		1,544,987,815円
支払基金交付金(40歳～64歳が負担する介護保険料相当額)		1,855,025,000円
国庫支出金		1,612,763,139円
県支出金		1,033,736,000円
繰入金	市の一般会計繰入金	1,118,696,854円
	基金繰入金(財政調整基金)	0円
前年度決算繰越金		48,678,735円
その他		24,903,151円
収入合計		7,238,790,694円

支出

科目		支出済額
総務費(事務費、介護認定審査会費)		159,597,369円
保険給付費	介護サービス等諸費(要介護1～5の給付費)	5,971,790,395円
	介護予防サービス等諸費(要支援1～2の給付費)	303,767,840円
	高額介護サービス費(利用者負担額の上限超を還付)	182,876,404円
	特定入所者介護サービス費(施設入所者の食費・居住費)	181,012,784円
	その他	5,369,555円
	計	6,644,816,978円
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費(総合事業)	156,739,613円
	介護予防事業費	37,765,159円
	包括的支援事業・任意事業費	133,803,290円
	その他諸費	436,855円
	計	328,744,917円
介護予防ケアマネジメント事業費		14,763,533円
その他		57,443,486円
支出合計		7,205,366,283円

介護保険課主要施策

1 保険給付事業

(1) 被保険者の資格管理

被保険者台帳は、介護保険システムで管理しており、65歳に到達した「第1号被保険者」、40歳以上65歳未満のうち要介護（支援）認定者である「第2号被保険者」、障害者支援施設入所者等の「適用除外者」及び他市町村所在施設に入所（入居）する「住所地特例者」を登録した。

また、日次処理として、死亡・転入・転出等による資格の取得・喪失や異動を行い、月次処理として65歳到達者の第1号資格取得事務を行い、被保険者証を交付した。

ア 第1号被保険者数

（単位：人）

年齢区分	前年度末現在	本年度中増	本年度中減	本年度末現在
65歳以上75歳未満	12,383			11,716
75歳以上85歳未満	9,523			9,959
85歳以上	4,370			4,538
(再掲)外国人被保険者	159			167
(再掲)住所地特例被保険者	97			104
計	26,276	1,065	1,128	26,213

イ 要介護（要支援）認定者数（令和5年3月末現在）

（単位：人）

区 分	要支援		要介護		要介護	要介護	要介護	合計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1号被保険者	595	958	682	810	655	623	379	4,702
65歳以上70歳未満	14	36	9	27	18	12	7	123
70歳以上75歳未満	51	76	39	47	41	48	25	327
75歳以上80歳未満	84	144	86	101	76	54	48	593
80歳以上85歳未満	158	221	174	172	112	111	66	1,014
85歳以上90歳未満	185	252	215	212	161	142	89	1,256
90歳以上	103	229	159	251	247	256	144	1,389
第2号被保険者	4	18	6	9	7	8	6	58
総 数	599	976	688	819	662	631	385	4,760

(2) 介護保険料の賦課徴収

第1号被保険者の介護保険料を賦課決定し、年次分は7月に通知書を送付した。以後の新規資格取得者や、資格喪失、所得更正等により保険料が変更となった者に対しては、原則として8月以降の月初めに賦課決定し、通知書を送付した。

特別徴収対象者は、偶数月に支給される公的年金からの天引きにより保険料を徴収した。

普通徴収対象者は、7月（普徴1期）から翌年2月（普徴8期）までに分けて保険料を徴収し、必要により随期を設定した。

なお、納期限までに納付がなかったものに対しては、督促状や催告書を送付するとともに、必要に応じて財産の差押えを行い、収納率の向上に努めた。

ア 所得段階別介護保険料

所得段階	対 象 者	基準額に対する割合	介護保険料		被保険者数
			年 額	月額換算	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で年金収入等が80万円以下	基準額×0.3	18,000円	1,500円	3,746人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入等が80万円超120万円以下	基準額×0.5	30,000円	2,500円	2,236人
第3段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入等が120万円超	基準額×0.7	42,000円	3,500円	1,861人

第4段階	市民税課税世帯であるが本人が住民税非課税で、年金収入等が80万円以下	基準額×0.9	54,000円	4,500円	3,113人
第5段階	市民税課税世帯であるが本人が住民税非課税で、年金収入等が80万円超	基準額	60,000円	5,000円	3,944人
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	72,000円	6,000円	4,325人
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	78,000円	6,500円	4,099人
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	90,000円	7,500円	1,622人
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額×1.7	102,000円	8,500円	451人
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.75	105,000円	8,750円	444人
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上	基準額×2.0	120,000円	10,000円	429人

※「年金収入等」は、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計をいう。

※合計所得金額については、税と異なる数値を使用して計算している場合がある。

イ 介護保険料の収納状況

(単位：円)

区分	調定額	収入済額	うち 還付未済額	収入率	不納欠損額	未収額
特別徴収	現年 1,436,572,850	1,436,572,850	0	100.0%	0	0
普通徴収	現年 112,878,120	104,321,926	28,260	92.4%	0	8,556,194
	滞納 23,612,981	4,093,039	6,000	17.3%	6,637,739	12,882,203
合計	1,573,063,951	1,544,987,815	34,260	98.2%	6,637,739	21,438,397

(3) 公費による低所得者に対する介護保険料の軽減

消費税増税に伴う保険料の負担を軽減するため、所得段階の第1段階から第3段階の者を対象として、基準額に対する割合を減じて保険料を減額した。

保険料の減収分は、一般会計から介護保険特別会計への低所得者保険料軽減事業繰入金により補填した。

所得段階	軽減前	軽減後	公費による軽減額
第1段階	30,000円(基準額×0.5)	18,000円(基準額×0.3)	12,000円
第2段階	42,000円(基準額×0.7)	30,000円(基準額×0.5)	12,000円
第3段階	45,000円(基準額×0.75)	42,000円(基準額×0.7)	3,000円

(4) 介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った者や、事業収入等が減少した者に対して、保険料の減免を行った。

区分	決定者数	減免額
新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った者	0人	0円
新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者の事業収入等が前年よりも3割以上減少した者	8人	366,410円
計	8人	366,410円

(5) 保険給付の制限

要介護（支援）認定を受けた第1号被保険者が保険料を1年以上滞納した場合に、介護サービスに係る保険給付の制限措置を行った。

保険料滞納期間	給付制限内容	対象者数			
		前年度末 現在	本年度中		本年度末 現在
			開始	終了	
1年以上	保険給付の支払方法変更	0人	1人	0人	1人
1年6か月以上	保険給付の支払一時差止	0人	0人	0人	0人
2年以上 〔納付相談等のある場合を除く。〕	保険給付の減額	3人	8人	8人	3人

(6) 介護保険サービス受給者数（令和5年3月）

ア 居宅介護（介護予防）サービス

（単位：人）

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
	第1号被保険者	238	554	792	488	633	378	245	98	
第2号被保険者	0	16	16	4	5	8	4	3	24	40
総数	238	570	808	492	638	386	249	101	1,866	2,674

イ 地域密着型（介護予防）サービス

（単位：人）

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
	第1号被保険者	1	5	6	76	86	84	29	22	
第2号被保険者	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
総数	1	5	6	76	87	84	29	22	298	304

ウ 施設介護サービス

（単位：人）

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
	介護老人福祉施設	0	0	0	0	4	114	224	181	
介護老人保健施設	0	0	0	21	53	74	87	36	271	271
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
介護医療院	0	0	0	0	0	0	5	3	8	8
総数	0	0	0	21	57	188	316	221	803	803

(7) 「介護保険負担限度額認定証」の交付

介護保険施設に入所（院）又は短期入所する場合の食費・居住費等について、住民税非課税世帯のうち預貯金等が一定以下の者に対して、利用者負担限度額を決定して認定証を交付するとともに、特定入所者介護（予防）サービス費を支給した。

1日当たりの負担限度額

利用者負担段階区分		食費	居住費等		年度末現在認定者数	
					旧措置分	一般分
第1段階	・生活保護受給者 ・本人、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者	300円	ユニット型個室	820円	0人	25人
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	490円 (320円)		
			多床室	0円		
第2段階	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収	390円 〔短期入所は600円〕	ユニット型個室	820円	1人	206人
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	490円 (420円)		

	入額が 80 万円以下		多床室	370 円		
第 3 段階 ①	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が 80～120 万円	650 円 [短期入所は 1,000 円]	ユニット型個室	1,310 円	0 人	129 人
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	1,310 円 (820 円)		
			多床室	370 円		
第 3 段階 ②	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超	1,360 円 [短期入所は 1,300 円]	第 3 段階①と同じ		0 人	286 人
合計					1 人	646 人

() 内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合

(8) 高額介護（予防）サービス費の支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同一世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合算）して上限額を超えた時に、申請により超えた額を支給した。

利用者負担段階区分	上限月額
生活保護の受給者	世帯・個人 15,000 円
住民税世帯非課税等	世帯 24,600 円
合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者	個人 15,000 円
一般（住民税課税世帯）	世帯 44,400 円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満	世帯 44,400 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満	世帯 93,000 円
課税所得 690 万円以上	世帯 140,100 円

(9) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の両方の負担額が高額になった場合、介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8 月から翌年 7 月まで）の自己負担額を合算して限度額を超えた時に、申請により超えた額を支給した。

(10) 利用者負担額の減免

ア 「訪問介護利用者負担額減額認定証」の交付

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、減額の条件に該当する者に対して認定証を交付した（交付者数 3 人）。

イ 「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付

生計困難者が、社会福祉法人等が提供する減免対象となる介護保険サービスを利用する場合において、その介護サービス利用に伴う利用者負担の一部を法人の負担で減免する制度を利用する者に対して、確認証を交付した（交付者数 7 人）。

(11) 介護給付費適正化事業

適切なサービス提供と費用の効率化を図るため、介護給付費の適正化事業を行った。

ア 要介護認定の適正化

認定調査の内容について、認定事務員による点検及び確認を行った（3,290 件）。

イ ケアプラン点検

介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容を点検した（66 件）。

ウ 住宅改修等の点検

住宅改修は、書面点検を行うとともに、必要に応じて工事内容や施工状況について現地点検を行った。また、福祉用具貸与は、用具の必要性や利用状況等を点検した（41 件）。

エ 医療情報との突合・縦覧点検（兵庫県国民健康保険団体連合会への委託により実施）

医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求を点検した。また、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認した。

オ 介護給付費の通知

介護保険サービスの利用者に対して、事業所からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を年2回送付することで、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を図った。

(12) 介護保険運営協議会

介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、介護保険法の目的に基づき円滑かつ適切に行われることに資することを目的に、市長の附属機関として三木市介護保険運営協議会を設置した。

ア 委員の委嘱

委員数 16人

委嘱期間 令和3年6月1日から令和5年5月31日まで

イ 協議会の開催

(ア) 第1回

開催日 令和4年10月31日

場所 市役所4階特別会議室

協議事項 (1)第8期介護保険事業計画の進捗について

(2)第9期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査について

(イ) 第2回

開催日 令和5年3月22日

場所 市役所4階特別会議室

協議事項 (1)第8期介護保険事業計画の進捗について

(2)第9期介護保険事業計画の策定に向けた取組について

(13) 在宅介護調査

ア 対象者

在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている者のうち、調査期間中に更新に伴う訪問調査を受ける者(600人)

イ 調査内容

- ・介護者について(性別・年齢、介護の頻度、内容、不安を感じる介護など)
- ・本人について(サービス利用、傷病)

ウ 実施期間

令和4年10月～令和5年3月(認定調査員が対象者への訪問により実施)

エ 回答状況

配布数	有効回答数	回答率
600人	549人	91.5%

2 認定審査事業

(1) 要介護認定事業

要介護認定申請により、訪問調査や主治医意見書を基に介護認定審査会を開催し、審査判定を行った。

ア 介護認定審査会

- ・委員数 24人
- ・合議体数 4合議体
- ・開催回数 86回(毎週火曜日、木曜日)
- ・審査件数 1回当たり30～48件
- ・委員構成 医療関係12人、保健関係6人、福祉関係6人

イ 要介護認定判定状況

(単位：件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	142	126	143	113	110	113	105	163	131	88	144	148	1,526
更新	152	172	148	204	198	174	158	162	122	182	180	231	2,083
特例延長	58	87	82	85	113	98	63	57	8	10	4	0	665
変更	30	27	28	25	30	37	24	27	28	26	26	38	346
計	324	325	319	342	338	324	287	352	281	296	350	417	3,955

特例延長とは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申し出により、認定調査等を実施せず、従来の認定期間を12か月延長し、更新とみなしたものの。

ウ 介護認定調査件数

(単位：件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
市調査	137	126	166	115	133	119	136	157	174	150	196	207	1,816
委託調査	101	86	121	117	106	117	99	101	200	149	220	250	1,667
計	238	212	287	232	239	236	235	258	374	299	416	457	3,483

エ 主治医意見書作成件数

(単位：件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	137	154	154	131	173	140	157	143	204	175	215	198	1,981
継続	70	99	113	85	91	102	93	105	148	161	199	213	1,479
計	207	253	267	216	264	242	250	248	352	336	414	411	3,460

(2) 居宅介護（介護予防）住宅改修費給付状況

区分	工事内訳					合計			保険給付額 (円)
	手摺 取付	段差 解消	床材 変更	扉 取替	便器 取替	件数 (件)	工事費用 (円)	左のうち対象額 (円)	
4月	26	7	2	8	0	30	3,184,810	3,000,906	2,653,468
5月	29	11	2	6	0	33	3,819,983	3,276,675	2,814,966
6月	24	6	1	0	0	27	2,726,463	2,414,760	2,053,607
7月	31	5	4	3	0	33	4,384,061	3,955,770	3,481,629
8月	44	16	0	5	0	45	5,429,272	4,714,382	4,099,616
9月	29	8	2	2	1	32	3,138,610	2,969,728	2,561,142
10月	23	11	2	4	1	24	4,082,030	3,112,582	2,734,492
11月	29	6	1	2	0	31	3,883,162	3,156,509	2,789,215
12月	29	6	4	2	0	31	3,411,931	3,321,931	2,908,399
1月	31	9	5	5	0	36	5,030,471	4,435,932	3,701,336
2月	29	11	3	5	0	32	4,880,957	3,748,086	3,328,333
3月	31	10	1	10	0	33	4,934,550	3,620,584	3,181,093
計	355	106	27	52	2	387	48,906,300	41,727,845	36,307,296

(3) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費給付状況

区分	福祉用具内訳					合計			保険給付額 (円)
	腰掛 便座	自動排泄 処理装置 の交換可 能部品	入浴 補助 用具	簡易 浴槽	移動用 リフト つり具	件数 (件)	購入費用 (円)	左のうち 対象額 (円)	
4月	13	0	12	0	0	24	583,940	583,940	516,035
5月	3	0	10	0	0	12	265,820	265,820	231,142
6月	4	0	11	0	0	15	344,004	344,004	303,200

7月	16	0	33	0	0	46	1,239,080	1,239,080	1,088,192
8月	4	0	18	0	0	21	592,085	592,085	530,940
9月	9	0	16	0	0	24	644,020	644,020	579,617
10月	6	0	26	0	0	31	877,119	877,119	784,944
11月	10	0	25	0	0	34	955,215	955,215	840,821
12月	7	0	12	0	1	19	498,670	498,670	442,155
1月	10	0	30	0	0	39	1,104,640	1,104,640	976,510
2月	11	0	17	0	0	28	903,309	895,509	797,228
3月	5	0	15	0	0	20	568,100	568,100	500,540
計	98	0	225	0	1	313	8,576,002	8,568,202	7,591,324

(4) 住宅改造助成事業

高齢者が住み慣れた家で自立した生活を送れるよう、手すりの取り付けや屋内の段差解消などの改造を行った場合に、工事費用の一部を助成した。

・住宅改造型 12件 助成額 977,000円

住宅改造型支給状況

区分	工事箇所内訳						合計			支給額 (円)
	浴室・洗面所	便所	玄関	廊下・階段	居室	台所	件数 (件)	工事費用 (円)	左のうち 対象額 (円)	
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	1	1	1	1	0	1	484,379	72,240	24,000
7月	1	1	1	1	0	0	1	500,698	168,453	56,000
8月	1	1	1	1	0	0	1	611,700	300,000	150,000
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	1	0	0	0	0	0	1	1,243,000	200,000	100,000
11月	1	1	0	0	0	0	1	1,314,400	234,400	117,000
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	4	2	2	0	0	0	4	4,174,007	720,600	250,000
3月	3	1	1	1	1	1	3	5,728,107	726,394	280,000
計	11	7	6	4	2	1	12	14,056,291	2,422,087	977,000

(5) 介護福祉士資格取得支援事業

介護職員の資質向上及び人材育成を図るため、介護福祉士資格の取得に要する費用の一部を助成した。

・助成対象者 9人 助成額 482,000円

(6) 介護保険事業所の指定業務

ア 新規指定

無

イ 指定更新

介護保険法に基づき、介護保険事業所の指定更新を行った。

サービス種別	事業所名	指定年月日	有効期限
居宅介護支援	あぷい居宅介護支援事業所	R4. 9. 1	R10. 8. 31
居宅介護支援	株式会社あいむ介護サービス	R5. 2. 1	R11. 1. 31

(7) 介護保険事業所の運営指導業務

介護給付費等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法の規定に基づき、介護保険事業所に対して運営指導を行った。

ア 地域密着型サービス事業所

番号	実施日	サービス種別	事業所名	指摘事項等
1	R4. 5. 24	地域密着型通所介護	デイホームとんとん	人員及び運営に関する事
2	R4. 5. 26	地域密着型通所介護	トライ	運営及び報酬に関する事
3	R4. 6. 14	認知症対応型通所介護	デイサービスセンターみき	運営及び報酬に関する事
4	R4. 9. 2	認知症対応型共同生活介護	グループホームみずき	なし
5	R4. 9. 15	認知症対応型通所介護	早川デイサービスげんき倶楽部	運営に関する事
6	R4. 10. 25	認知症対応型共同生活介護	グループホームあけぼの	人員及び運営に関する事
7	R4. 11. 8	認知症対応型共同生活介護	グループホーム松風	人員及び運営、報酬に関する事
8	R4. 11. 17	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設みずき	人員及び運営に関する事
9	R4. 12. 8	地域密着型通所介護	デイサービスあいむ	運営に関する事
10	R4. 12. 15	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型特別養護老人ホームさざんかの郷	運営及び報酬に関する事
11	R4. 12. 15	小規模多機能型居宅介護	コミュニティウインドウさざんか	人員及び運営に関する事
12	R5. 1. 16	地域密着型通所介護	デイサービスあおやま	運営に関する事
13	R5. 2. 17	認知症対応型共同生活介護	グループホームりんどうの里	運営及び報酬に関する事
14	R5. 2. 20	地域密着型通所介護	デイサービスまごころ	人員及び運営に関する事

イ 居宅介護支援事業所

番号	実施日	サービス種別	事業所名	指摘事項等
1	R4. 5. 12	居宅介護支援	黒田東自由が丘診療所	運営及び報酬に関する事
2	R4. 5. 20	居宅介護支援	三木調剤薬局	運営及び報酬に関する事
3	R4. 6. 22	居宅介護支援	ポリーライフケアサービス 有限会社緑が丘営業所	運営に関する事
4	R4. 6. 30	居宅介護支援	みき在宅介護応援事業所 太鼓判	運営に関する事
5	R4. 7. 12	居宅介護支援	株式会社あいむ介護サービス	運営に関する事
6	R4. 7. 19	居宅介護支援	在宅介護支援センター ひまわり	なし
7	R4. 7. 28	居宅介護支援	在宅介護支援センター細川	なし

8	R4. 9. 29	居宅介護支援	在宅介護支援センター三木北	報酬に関する事
9	R4. 11. 4	居宅介護支援	在宅介護支援センター志染	運営に関する事

ウ 県管轄介護保険サービス事業所

番号	実施日	サービス種別	事業所名	指摘事項等
1	R4. 9. 7	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設 カトレア三木	運営及び報酬に関する事
2	R4. 9. 12	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム えびすの郷	運営及び報酬に関する事
3	R4. 12. 1	訪問介護	けあさぼーとスピナッチ	運営及び報酬に関する事
4	R4. 12. 6	通所リハビリテーション	しゅうらく苑 デイサービスセンター	運営に関する事
5	R4. 12. 15	通所介護	さざんかの郷 デイサービスセンター	運営に関する事
6	R4. 12. 16	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム しゅうらく苑	運営及び報酬に関する事
7	R4. 12. 23	訪問看護	みき訪問看護ステーション 太鼓判	運営に関する事
8	R4. 12. 23	福祉用具販売及び貸与	かいご shop たいこばん	運営に関する事
9	R5. 2. 3	通所介護	デイサービスセンター ひまわり	運営及び報酬に関する事
10	R5. 2. 13	通所介護	デイサービスセンター三木東	運営及び報酬に関する事
11	R5. 2. 16	訪問介護	介護サービスさんふらわぁ	運営に関する事

(8) 介護保険事業所の監査業務

介護給付費等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法の規定に基づき、介護保険事業所に対して監査を行った。

番号	実施日	サービス種別	事業所名	指摘事項等
1	R4. 7. 8 R4. 7. 22 R4. 11. 4	居宅介護支援	みき在宅介護応援事業所 太鼓判	報酬に関する事
2	R5. 3. 2 R5. 3. 9	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設 みずき	運営及び人員、報酬に関する事

(9) 介護保険事業者集団指導事業

適正な介護保険事業運営の確保を目的として、介護保険事業者における法令遵守、主な届出、実地指導での留意事項及びについての集団指導（説明会）を実施した。

実施日時：令和5年3月27日～4月8日

実施方法：動画配信形式

対象者：三木市指定地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者（46事業者）

(10) 認定調査員研修

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技術を習得させることを目的として次のとおり実施した。

実施日時：令和4年7月15日、令和5年1月25日

対 象 者：市内居宅介護支援事業者等に従事する介護支援専門員

(11) 地域密着型サービス事業所の整備

要介護認定を受けた高齢者や認知症の者が住み慣れた地域で生活ができる仕組みを構築するため、未整備であった「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「小規模多機能型居宅介護」を整備運営する民間事業者を公募した。

公 募 期 間：令和4年7月8日～8月5日

決定事業者：アイビーメディカル株式会社

(12) 介護保険事業者に対する新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援

ア 簡易陰圧装置の補助

事業者名：介護老人保健施設セントクリストファーズホーム

補助金額：5,331,000円（2台）

イ 抗原検査キットの配付

配付事業所数：115事業所

配 付 数：3,250本（従業員1人につき2回分相当）

3 介護予防事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的に、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進した。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた者、基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象に、自立支援を目指したサービスを提供した。

(ア) 訪問型サービス（従前相当・緩和）

訪問サービス事業者が、要支援者等に対し、掃除等の家事を中心に生活支援を行った。

訪問型サービス利用件数

（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
245	240	247	246	232	242	253	258	243	247	249	248	2,950

また、訪問型サービスを行う家事ヘルパーを養成するための「みっきい☆家事ヘルパー（兵庫県介護予防・生活支援員）養成研修」を、生活協同組合コープこうべへの委託により開催した。

実施時期 11月29日～12月9日のうち3日

参加人数 16人

(イ) 通所型サービス（従前相当）

通所サービス事業者が要支援者に対し、交流・運動・入浴等の支援を行った。

通所型サービス利用件数

（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
232	241	237	240	245	232	243	249	248	244	239	243	2,893

(ウ) その他生活支援サービス

栄養改善や見守りを目的とした配食サービスを委託により行った。

利用実人数 98人

年間延べ利用数 15,576食

(エ) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが介護予防・生活支援サービスのみを利用する利用者に対し、ケアプランを作成した。

実施件数 2,623件

イ 一般介護予防事業

(7) 介護予防普及啓発事業

事業名	回数(回)	参加延人数(人)
転倒骨折予防教室	28	294
地域介護予防教室	24	354
介護予防講座	30	567
健康プール運動指導	370	1,363
トレーニングルーム運動指導	93	363
高齢者屋内プール利用助成		11,671

※介護予防講演会兼サポーター研修会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(イ) 地域介護予防活動支援事業

事業名	回数(回)	参加延人数(人)
みつきい☆いきいき体操自主教室育成事業	42	451
みつきい☆いきいき体操自主教室支援事業	447	4,521
自主教室における運動機能測定	115	1,112
高齢者ボランティアポイント事業	414	414

(ウ) 介護予防把握事業

みつきい☆いきいき体操自主教室や、ふれあいサロン、高齢者教室などにおいて、フレイル予防に特化したチェックリストを活用し、生活機能の低下がみられる高齢者を把握した。

(単位：人)

年齢	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	計
人数	101	327	386	395	171	40	1,420

ウ 生活支援体制整備事業

誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めるため、日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、情報共有や連帯強化の場として「暮らし・生活部会(第2層協議体)」の設置を推進した。また、市全域を対象として、広域的な取組を行う「三木市生活支援体制整備推進協議会(第1層協議体)」を開催し、地域の支え合い体制づくりを推進した。

(2) 任意事業

ア 家族介護教室

高齢者を介護している者に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術習得のための教室を実施した。

実施回数 5回
参加延べ人数 59人

イ 住宅改修理由書作成等助成事業

住宅改修費の給付適正化のため、介護支援専門員等が支給申請に係る理由書を作成した場合、作成手数料を交付した。

理由書作成件数 49件

ウ 配食サービス

調理が困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に、定期的な配食サービスを委託により行うとともに安否確認を行った。

利用実人数 175人

年間延べ利用数 16,005 食

エ 介護用品支給事業

介護者又は在宅高齢者の精神的、経済的負担の軽減を図るために、紙おむつや尿とりパッドの介護用品を支給した。

利用実人数 (支給) 11人 (購入支援) 3人

オ 家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族介護者相互の交流の機会を提供し、心身の元気回復を図った。

実施回数 12回

参加延べ人数 92人

カ 認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業

認知症高齢者等の見守りと行方不明時の早期発見を目的に、協力機関による見守り体制の構築と、認知症高齢者等の家族への支援を図った。

登録者数 45人 (うち新規登録者 17人)

協力機関数 117事業所

キ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを養成するための講座を開催した。

実施回数 6回

参加人数 305人

ク 認知症キャラバン・メイト養成研修

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する認知症サポーター養成講座の講師(キャラバン・メイト)を養成する研修を県と合同で開催した。

実施回数 1回(11月23日)

参加人数 30人

(3) 在宅福祉サービス

ア 軽度生活支援事業

家の周りの手入れなどのサービスを行うことで、ひとり暮らしや高齢者世帯の生活を支援した。

利用実人数 173人

委託先 三木市シルバー人材センター

イ 訪問理容サービス

寝たきりや車椅子等利用により外出が困難な高齢者に対して、居宅で理容サービスを受ける場合に利用券を交付した。

利用回数限度 年間4回まで(自己負担2,000円)

利用実人数 75人

年間利用回数 142回

ウ 外出支援サービス

寝たきりや車椅子等の利用者に対し、医療機関や必要施設等への外出を支援するため、リフト付タクシーの利用券(初乗り料金相当額)を交付した。

利用回数限度 月4回まで

利用実人数 54人

年間利用回数 410回

エ 緊急通報サービス等

ひとり暮らしの高齢者等の安全確保のため、緊急通報システム又は福祉電話の貸与を行った。

(単位：件)

貸与品	年度末設置件数
緊急通報システム	140
福祉電話	7

(4) 成年後見支援センター

成年後見支援センターにおいて、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分自身では契約や財産管理が難しい人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、三木市社会福祉協議会への委託により成年後見制度に関する相談を受け付けた。

ア 相談件数

(単位：件)

三木	三木南	別所	志染	細川	口吉川	緑が丘	自由が丘	青山	吉川	市外	その他	合計
22	2	57	3	4	3	15	14	2	4	9	27	162

イ 相談内容（複数回答含む）

(単位：件)

権利侵害	金銭管理等	財産管理	申立て手続き	医療事項	後見人候補者	今後の生活設計	事業について	制度について	その他	合計
1	10	38	46	9	14	17	4	81	53	273

ウ 普及啓発

映像で学ぶはじめての成年後見制度	12回
成年後見制度を知る市民講座	3回
成年後見制度を知る講座プラス	1回
出前説明会	2回
成年後見人情報交換会	1回
成年後見・権利擁護セミナー	1回
広報誌、ホームページ掲載	随時

(5) 高齢者ファミリーサポートセンター

高齢者が、住み慣れた地域で安全安心な生活を送れるように、生活の援助を必要とする高齢者と、できる範囲で手助けしたい者がお互いに会員登録する高齢者ファミリーサポートセンターを三木市社会福祉協議会への委託により実施し、地域で支え合う社会を目指した。

ア 会員登録者数

協力会員登録者数	63人
依頼会員登録者数	286人
両方会員登録者数	7人

イ 活動実績

活動回数	1,580回
活動時間	2,280時間
活動内容	

(単位：回)

食事の準備	買い物	掃除	洗濯	外出時の付添	話し相手	庭の手入れ	その他
47	223	549	15	18	5	634	89

(6) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

ア 対象者

要介護認定を受けていない65歳以上の者1,800人

イ 調査内容

からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域活動、たすけあい、健康状態、認知症への不安、成年後見制度、将来について

ウ 実施期間

令和4年12月9日～12月28日（郵送により実施）

エ 回答状況

配布数	有効回答数	回答率
1,800人	1,544人	85.8%

4 地域包括支援センター

(1) 予防給付に関するマネジメント業務と介護予防ケアマネジメント業務

指定介護予防支援事業者として、要支援者の介護予防ケアプランと、介護予防・日常生活支援総合事業における要支援者及び事業対象者の介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の介護予防ケアプランを作成した。

令和4年度 介護予防支援計画作成件数

(単位:件)

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域包括支援センター	213	219	227	233	244	243	255	258	268	276	292	305
新規	(7)	(10)	(13)	(9)	(9)	(11)	(10)	(13)	(15)	(15)	(21)	(19)
事業者委託件数	508	507	514	519	516	506	498	502	503	499	496	492
新規	(19)	(14)	(17)	(16)	(15)	(11)	(10)	(20)	(13)	(12)	(13)	(10)
連携	(16)	(13)	(15)	(13)	(12)	(9)	(11)	(18)	(9)	(9)	(13)	(11)
合計	721	726	741	752	760	749	753	760	771	775	788	797
新規	(26)	(24)	(30)	(25)	(24)	(22)	(20)	(33)	(28)	(27)	(34)	(29)
連携	(16)	(13)	(15)	(13)	(12)	(9)	(11)	(18)	(9)	(9)	(13)	(11)

令和4年度 介護予防ケアマネジメント計画作成件数

(単位:件)

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域包括支援センター	69	68	64	69	67	77	80	77	80	77	82	86
新規	(1)	(3)	(1)	(6)	(0)	(8)	(5)	(6)	(5)	(5)	(4)	(2)
事業者委託件数	158	155	157	155	146	151	142	143	141	132	127	137
新規	(5)	(7)	(6)	(6)	(2)	(7)	(4)	(6)	(4)	(2)	(3)	(4)
連携	(4)	(7)	(6)	(6)	(2)	(7)	(4)	(6)	(3)	(2)	(3)	(5)
合計	227	223	221	224	213	228	222	220	221	209	209	223
新規	(6)	(10)	(7)	(12)	(2)	(15)	(9)	(12)	(9)	(7)	(7)	(6)
連携	(4)	(7)	(6)	(6)	(2)	(7)	(4)	(6)	(3)	(2)	(3)	(5)

(2) 総合相談・支援業務

高齢者の相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の関係機関、又は制度の利用につなげる等の支援を行った（延5,795人）。

(3) 権利擁護業務

専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために成年後見制度の利用等の支援を行った。

内 容	人 数
権利擁護相談・成年後見相談	延 127 人
虐待相談	延 237 人

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における連携・協働の体制作りや個々の介護支援専門員に対する支援を行った。

ア 地域ケア会議

地域の多様な関係者と協働し、介護支援専門員のケアマネジメントを通じて、高齢者の生活を地域全体で支援することを目的とした「個別ケース（軽度者、困難・認知症）の会議」を行い、必要に応じて個別ケースのリハビリ面の課題について「訪問回数検証」を行った。また、地域住民と専門職が集まり、課題解決に向けて話し合う「ご近所会議」を開催した。

(単位:件)

開催内容	軽度者会議	困難・認知症会議	訪問回数検証	ご近所会議
南部圏域	7	3	1	0
西部圏域	5	5	2	0
東部圏域	4	3	1	1

イ 支援ケアマネ連絡会（ケアマネジャーへの情報提供など）

開催日	内 容	参加者数
R4. 5. 10	①介護保険課及び在宅医療・介護連携支援センターからの連絡事項、地域ケア会議・主任ケアマネ連絡会、認知症施策についての報告 ②在宅介護支援センター連絡会で各センターからの報告	43 人
R4. 8. 19	①介護保険課及び在宅医療・介護連携支援センターからの連絡事項、地域ケア会議・主任ケアマネ連絡会、認知症施策についての報告 ②研修「オンライン会議にチャレンジしよう ホワイトボードを使ったオンライン会議」	66 人
R5. 3. 20	①介護保険課及び在宅医療・介護連携支援センターからの連絡事項、地域ケア会議・主任ケアマネ連絡会、認知症施策についての報告 ②研修「周辺症状がある利用者を医療に繋ぐには～必要性や方法について考える～」	68 人

ウ 各地区支援ケアマネ連絡会(研修会、情報交換会など)

【南部地区】(志染、青山、緑が丘、自由が丘)

開催日	内 容	人数
R4. 5. 9	事例検討、北播磨総合医療センターからの案内(面談、連携について)、ボラプラによる情報提供(「お花し友の会」について)	20 人
R5. 1. 19	事例検討、次年度の活動予定について	13 人

【西部地区】(三木、三木南、別所)

開催日	内 容	人数
R4. 6. 17	高齢者施設紹介	36 人
R4. 9. 28	研修「防災知識を学ぼう」	30 人

【東部地区】(吉川、口吉川、細川)

開催日	内 容	人数
R4. 9. 9	北播磨総合医療センターからの案内(面談、連携について)、ボランティア活動プラみきによる情報提供	7 人
R5. 2. 13	後期高齢者を対象とした令和5年度新規事業「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について、「みっきい☆健康アプリ」の紹介、情報交換	12 人

エ 主任介護支援専門員連絡会

介護支援専門員同士の連携、個々の介護支援専門員に対する支援、主任介護支援専門員の専門性の向上を図るため連絡会を行った。

開催日	内 容	人数
R4. 5. 20	新人介護支援専門員との意見交換会	25人
R4. 11. 18	介護保険課及び在宅医療・介護連携支援センターからの連絡事項、各居宅介護支援事業所の担当受入れ状況報告	13人
R5. 2. 17	今年度の連絡会振り返り、今後の活動	19人

(5) 認知症施策の推進

ア 認知症の早期発見

認知症の疑いのある者の早期受診につなげることを目的に、65歳以上の町ぐるみ健診申込者を対象に認知症予防健診受診票を送付した。また、健診受診者で認知症の疑いのある者には医療機関への受診勧奨を行った。

実施人数	健診結果			
	異常なし	経過観察	判定不能	疑いあり (受診勧奨)
3,350人	3,186人	36人	23人	105人

イ タッチパネルを活用した「頭の健康チェック」

簡易もの忘れテスト（物忘れ相談プログラム）と専門職による聞き取りにより、認知症の早期発見、相談を行った。

相談形式	場所・時間	内容	相談者数
個別相談	市役所本庁 予約制（第3木曜日、随時対応）	20分程度の記憶力チェック 結果説明、健康相談	78人
	西部サブセンター 予約制（第3水曜日、随時対応）		51人
	吉川サブセンター 予約制（木曜日、随時対応）		24人
出前相談	地域のサロン 個別訪問	個別対応 5分程度の記憶力チェック 結果説明等	28人

ウ 認知症予防などを行うグループ（みっきい☆頭すっきりクラブ）への活動支援

会名（発足時期）	参加実人数	活動場所	活動日
わかば会（H29.11）	24人	ハートフルプラザみき	毎月3回（水曜）
すみれ会（H30.4）	10人	ハートフルプラザみき	毎月3回（木曜）
すいよう会（H31.4）	7人	ハートフルプラザみき	毎月2回（水曜）
れいわ会（R2.1）	9人	ハートフルプラザみき	毎月2回（水曜）
弥生会（R3.3）	7人	ハートフルプラザみき	毎月3回（火曜）
葉月会（R4.8）	9人	吉川健康福祉センター	毎月2回（水曜）

エ 認知症カフェ運営補助金の交付

市内に活動拠点を有し、住民が自主的に運営する認知症カフェに対し、費用の一部を補助することにより、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりの支援を行った。

交付件数	2件
交付団体名	みどりほっとクラブ、レインボーガーデン

オ 認知症初期集中支援チーム

本人や家族、ケアマネジャーなどからの相談を受け、チーム員が家庭訪問を行い、適切な医療サービスや介護サービスを紹介した。またチーム員会議で専門職が今後の支援方針等について協議を行った。

チーム構成	市の社会福祉士、保健師等の職員と大村病院の認知症の専門医及び精神保健福祉士、作業療法士等の専門職、認知症サポート医
検討委員会	1回
チーム員会議	11回
新規対応数	12人

(6) 在宅医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療機関と介護事業所の関係者の連携を推進した。

ア 三木市在宅医療・介護連携推進会議

開催日	会 議	内 容
R4. 8. 16	第1回 三木市在宅医療・介護連携推進会議及び幹事会	令和3年度報告及び令和4年度計画
R5. 3. 13	第2回 三木市在宅医療・介護連携推進会議及び幹事会	令和4年度報告及び令和5年度計画

(参加者) 三木市医師会、三木市歯科医師会、三木市薬剤師会、兵庫県歯科衛生士会北播磨支部三木地区、兵庫県理学療法士協会北播磨・丹波ブロック、高齢者ケア研究会、三木市在宅ケアチーム、病院地域医療連携室、三木市社会福祉協議会、在宅介護支援センター、兵庫県加東健康福祉事務所

イ 医療・介護連携のためのワーキング部会

開催日	内 容	参加者数
R4. 10. 18	ACP(アドバンスケアプランニング)普及啓発ワーキング部会	10人
R5. 2. 28	歯科用連携シートワーキング部会	7人

(参加者) 三木市医師会、三木市歯科医師会、兵庫県歯科衛生士会北播支部三木地区、病院地域医療連携室、介護保険事業所

ウ 多職種連携研修会

開催日	内 容	参加者数
R5. 2. 9	「ACPを考える～スピリチュアルケアを視野に入れて～」 講師 玉置妙憂氏	35人

(参加者) 三木市医師会、三木市歯科医師会、三木市薬剤師会、病院地域連携室、介護保険事業所、兵庫県加東健康福祉事務所

協議事項 2

令和5年度の介護保険事業について

今年度の介護保険特別会計の当初予算は、75億3,200万円（前年度比+2億2,900万円、+3.1%）であり、要介護認定者の増加に伴う保険給付費の増加が理由です。

第9期介護保険事業計画を策定するほか、「みつきい☆いきいき体操」「みつきい☆シニア健康サポート事業」などによる介護予防を推進します。

歳入

(単位:千円)

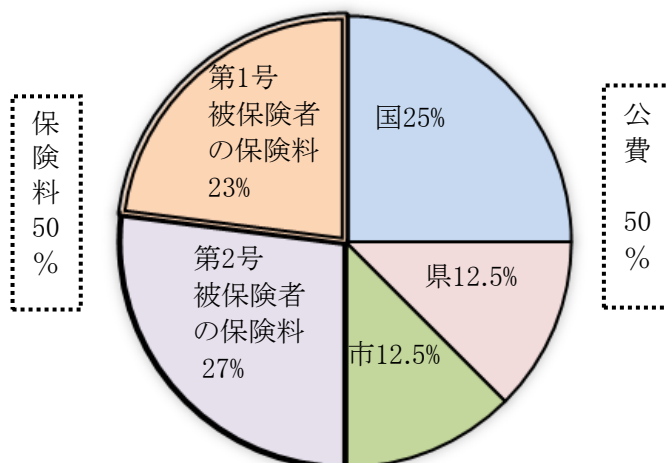
内 容		令和4年度 当初予算 (A)	令和5年度 当初予算 (B)	増減額 (B-A)
1	保険料	1,529,540	1,531,200	1,660
2	使用料及び手数料	186	158	△ 28
3	国庫支出金	1,628,134	1,650,554	22,420
4	支払基金交付金	1,870,392	1,932,445	62,053
5	県支出金	1,025,024	1,060,179	35,155
6	財産収入	831	1,565	734
7	寄附金	1	1	0
8	繰入金			
	一般会計繰入金	1,163,683	1,193,750	30,067
	基金繰入金(財政調整基金)	62,432	139,405	76,973
	計	1,226,115	1,333,155	107,040
9	繰越金	1	1	0
10	諸収入	22,776	22,742	△ 34
歳入合計		7,303,000	7,532,000	229,000

歳出

(単位:千円)

内 容		令和4年度 当初予算 (A)	令和5年度 当初予算 (B)	増減額 (B-A)
1	総務費	184,644	185,798	1,154
2	保険給付費	6,715,492	6,942,442	226,950
3	地域支援事業費	370,337	375,212	4,875
4	サービス事業費	19,445	14,732	△ 4,713
5	基金積立金	831	1,565	734
6	諸支出金	2,251	2,251	0
7	予備費	10,000	10,000	0
歳出合計		7,303,000	7,532,000	229,000

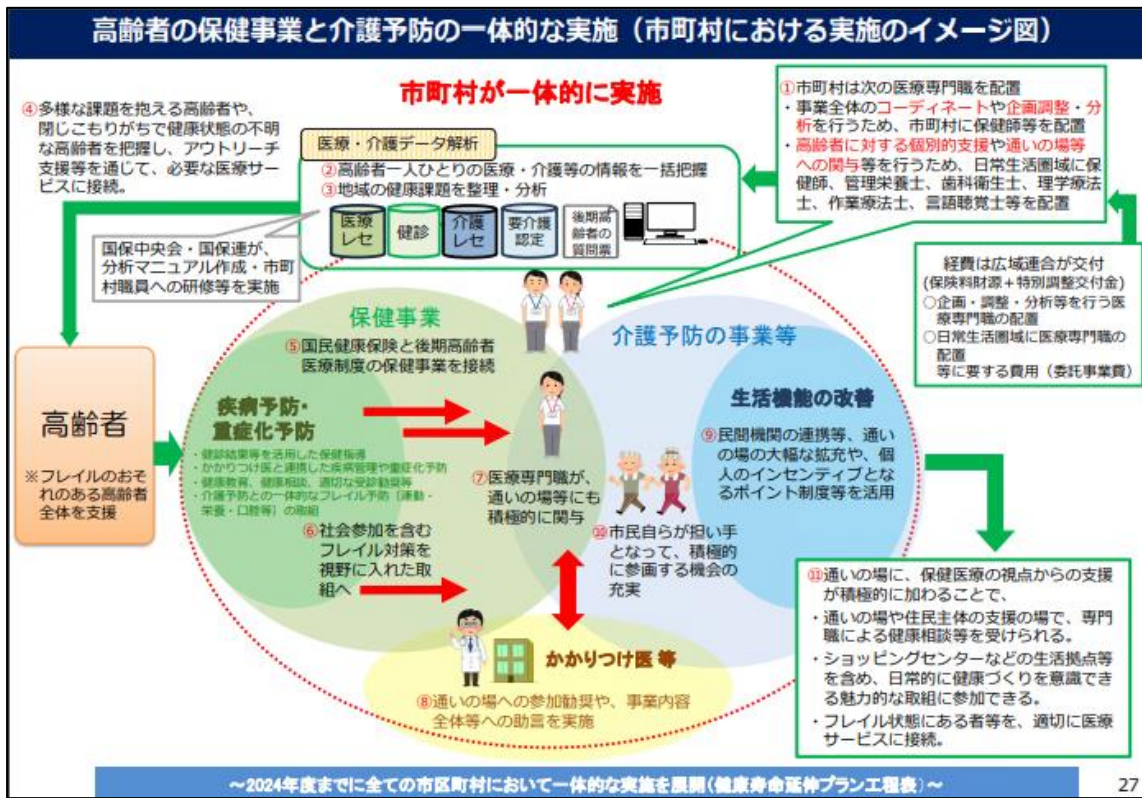
介護保険の財源構成(居宅給付費の場合)



「みっきい☆シニア健康サポート事業」について

高齢者の健康維持・フレイル予防については、介護予防を行う「介護保険課」、住民の健康づくりを行う「健康増進課」、健診を行う「後期高齢者医療広域連合」が、各々の制度・財源に基づき事業を実施していました。この点について、それぞれの保有する情報や資源が共有されず、包括的な保健サービスを提供しにくい現状がありました。

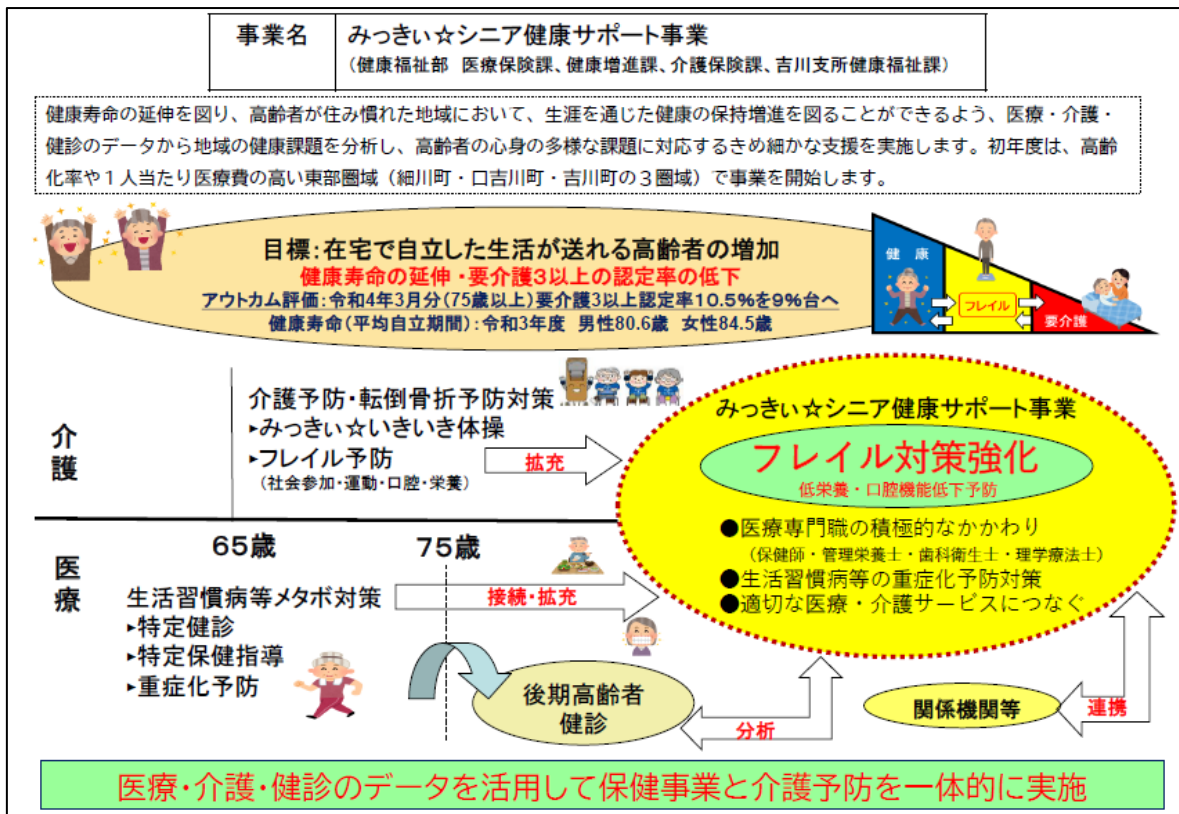
そこで、令和2年4月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する法律」が施行され、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施事業」という。）を推進するための体制の整備が進められることになりました。



三木市では、分析・企画調整を担う保健師を医療保険課に配置し、令和5年4月から「みっきい☆シニア健康サポート事業」と銘打ち、関係課がチームとなって進めています。

健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域において自立した生活が送れるよう、医療・介護・健診のデータから地域の健康課題を分析し、高齢者の心身の多様な課題に対応するきめ細やかな支援を実施します。

令和5年度は、「市内でも医療機関が少なく要介護認定率が高い」などの特徴がある「東部圏域」から開始し、順次、市内全域で本事業を実施していきます。



事業の概要

健診や医療、介護に関するデータ等を分析し、地域の健康課題を把握し、医療専門職（保健師・管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士）の積極的な関与のもと、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的関与等（ポピュレーションアプローチ）を行います。

① 個別に健康をサポート（ハイリスクアプローチ）

町ぐるみ健診の結果などをもとに、医療機関での受診や治療が必要な状態の方を対象に受診推奨や健康相談を実施します。

② 通いの場で講座、相談会（ポピュレーションアプローチ）

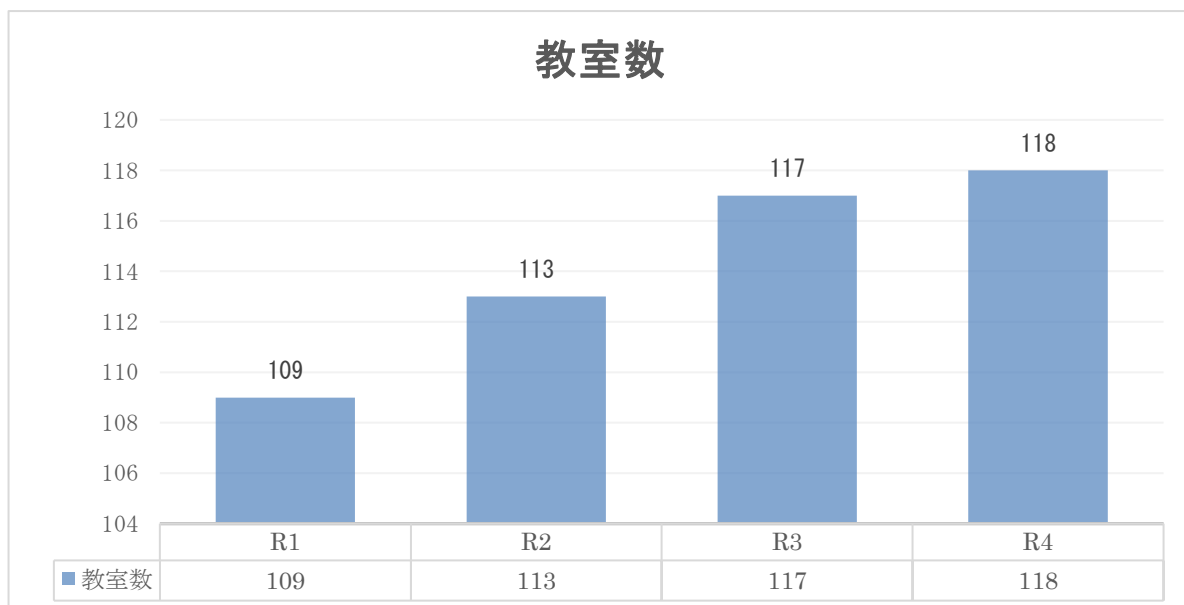
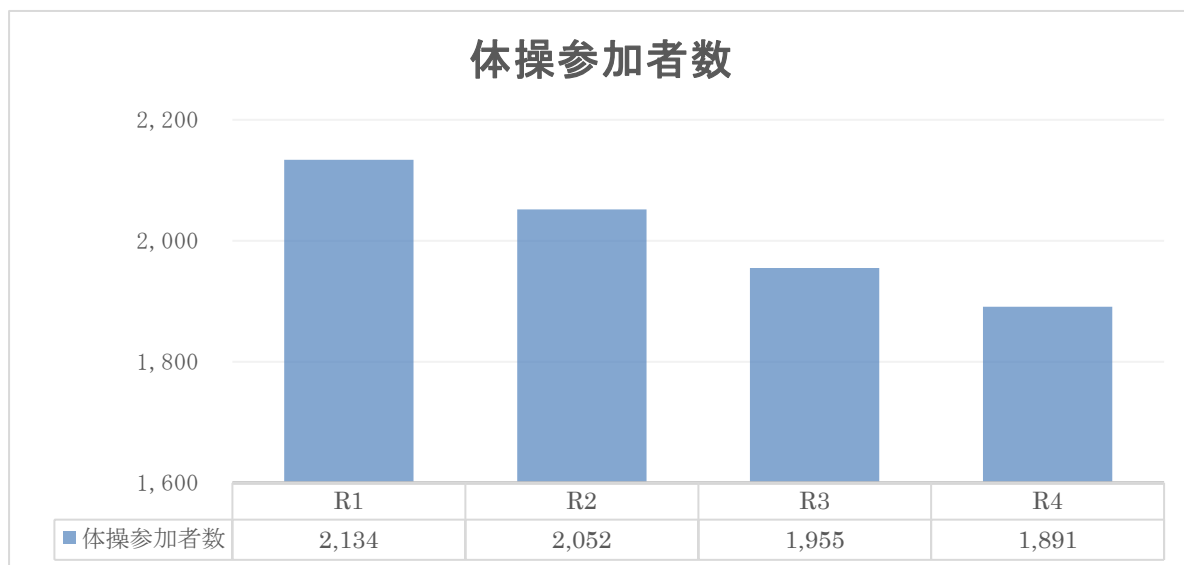
みっきい☆いきいき体操自主教室をはじめ、ふれあいサロン、老人クラブなどに医療専門職が出向き、フレイル予防（転倒・骨折予防・栄養・口腔）の啓発講座や相談会を行います。

みっきい☆シニア健康サポート事業を活用したみっきい☆いきいき体操の広報・普及啓発

現在、体操参加者が減少傾向にあります。体操参加者の高齢化により、教室に行くことができなくなっている方が多くなっていることや、新たな参加者（若い世代の高齢者）が増えないことが理由として挙げられます。

みっきい☆シニア健康サポート事業では、みっきい☆いきいき体操の普及啓発も併せて

行い、みっきい☆いきいき体操を中心とした通いの場での高齢者の社会活動の参加やフレイル予防の推進を強化していきます。



みっきい☆いきいき体操の広報強化

みっきい☆いきいき体操の広報強化のため、「①みっきい☆いきいき体操案内チラシ」を作成し、65歳に到達した方に送付する介護保険被保険者証に同封することで、前期高齢者にも広報を行います。

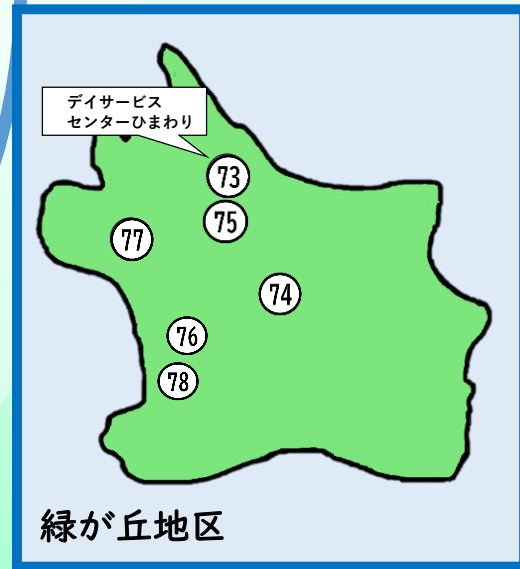
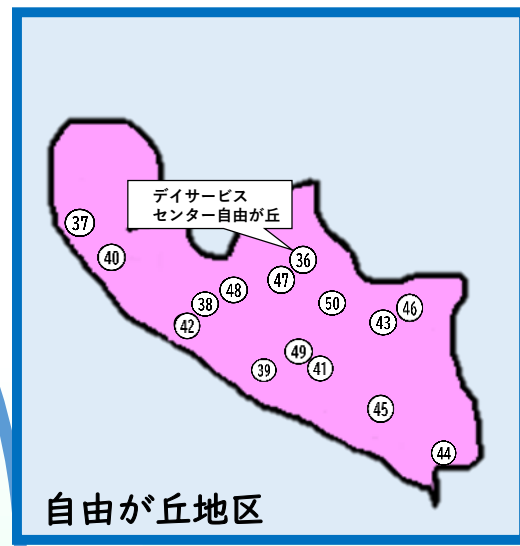
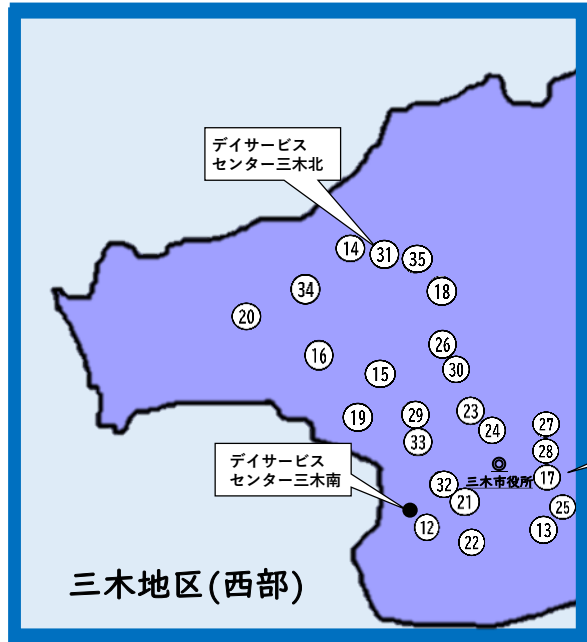
また「②みっきい☆いきいき体操実施会場MAP」を作成し、市ホームページの掲載だけでなく、市内の医療・介護等関係機関への配布を行う予定です。

その他、健康アプリでも健康コラムとして配信するなど、広く周知を図っています。

実施会場

MAP

みっきい
★
いきいき体操



市内81会場でみっきい☆いきいき体操自主教室が開催されています！（令和5年6月時点）

※満員などの理由により、教室によっては新規の受け入れを停止しているところがあります。詳細はお問い合わせください。

みっきい☆いきいき体操 実施会場一覧



吉川	①	みなぎ台東集会所
	②	吉川健康福祉センター
	③	古市公民館
	④	福井公民館
	⑤	稲田公民館
	⑥	富岡公民館
	⑦	古川公民館
口吉川	⑧	口吉川町公民館
	⑨	大島公民館
細川	⑩	まなびの郷みずほ
	⑪	細川町公民館
三木	⑫	福井コミュニティセンター
	⑬	松が丘公民館
	⑭	向陽園集会所 安心コミュニティプラザ
	⑮	高齢者福祉センター
	⑯	大開町公民館
	⑰	デイサービスセンター三木東
	⑱	加佐東公民館
	⑲	前田町公民館
	⑳	大村公民館
	㉑	宮前町公民館
	㉒	杉宮町公民館
	㉓	大手公民館
	㉔	芝町公民館
	㉕	えびす町公民館
	㉖	ハートフルプラザ三木
	㉗	大塚公園会館
	㉘	君が峰町公民館
	㉙	中央公民館
	㉚	新宿会館
	㉛	デイサービスセンター三木北

三木	⑳	中町公民館
	㉑	新町公民館
	㉒	平田公民館
	㉓	三木コミュニティスポーツセンター
	㉔	
自由が丘	㉕	デイサービスセンター自由が丘
	㉖	あさひが丘会館
	㉗	西地区自治会集会所 ふれあいセンター
	㉘	中自由が丘1丁目自治会館
	㉙	自由が丘本町会館
	㉚	中自由が丘2丁目自治会 いきいきセンター
	㉛	自由が丘公民館
	㉜	東自由が丘北集会所
	㉝	東自由が丘1丁目集会所 やすらぎセンター
	㉞	白菊ゆうあいセンター
	㉟	あかねが丘自治会館
	㊱	学校北自治会館
	㊲	ピアン集会所
	㊳	中二丁目 なごみ会館
	㊴	豊山歯科医院

三木南	㊵	新広陽公民館
	㊶	広野地区多目的ホール
	㊷	桜ヶ丘自治会集会所
	㊸	城山町公民館
	㊹	ローレルハイツ北神戸ふれあいセンター
別所	㊺	朝日ヶ丘南公民館
	㊻	興治公民館
	㊼	別所町公民館
	㊽	下石野安心コミュニティプラザ
	㊾	朝日ヶ丘公民館
	㊿	高木老人憩いの家
志染	㊽	井上公民館
	㊾	志染町公民館
	㊿	戸田公民館
	㊽	吉田公民館
	㊾	志染中公民館
	㊿	三津田公民館
	㊽	デイサービスセンター志染
	㊾	細目老人憩いの家
	㊿	窟屋公民館
	㊽	安福田公民館
	㊾	御坂公民館
	緑が丘	㊽
㊾		緑が丘町自治会館本館
㊿		緑が丘町ふれあいセンター自治会館分館
㊽		コープ緑が丘集会所
㊾		緑が丘町西防災集会所
㊿		緑が丘町本町自治会館
青山	㊽	青山公民館
	㊾	青山3丁目集会所
	㊿	青山5丁目集会所



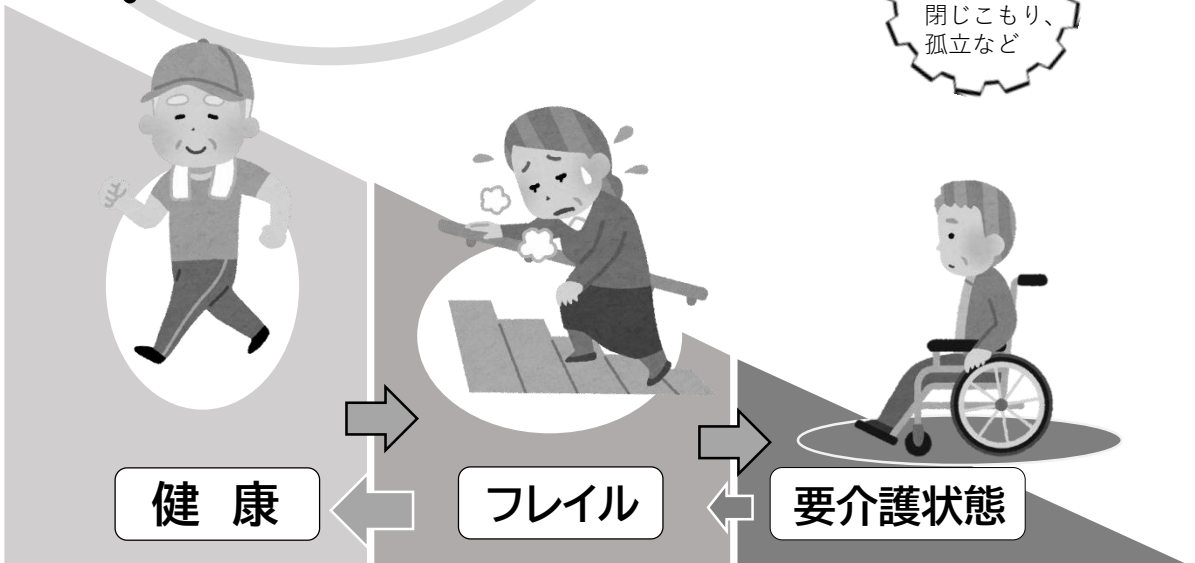
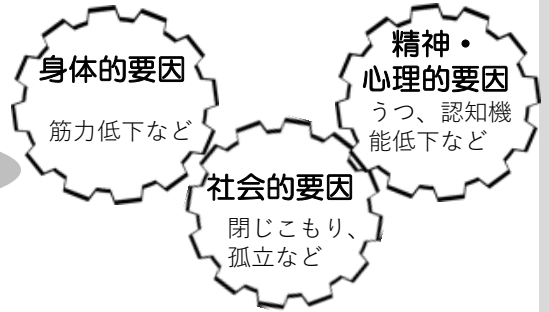
新規の教室立ち上げのご相談や、既存の教室に参加ご希望の方は、下記までお問い合わせください。

三木市・介護保険課
 TEL 0794-82-2000
 FAX 0794-82-5500

「フレイル」ということばをご存知ですか？

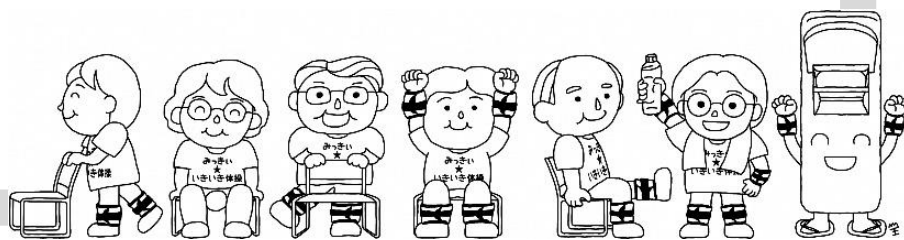


※「フレイル」とは
高齢になって心と体の働きが弱くなる「虚弱」のことです。
要介護状態となるリスクが高い状態です。

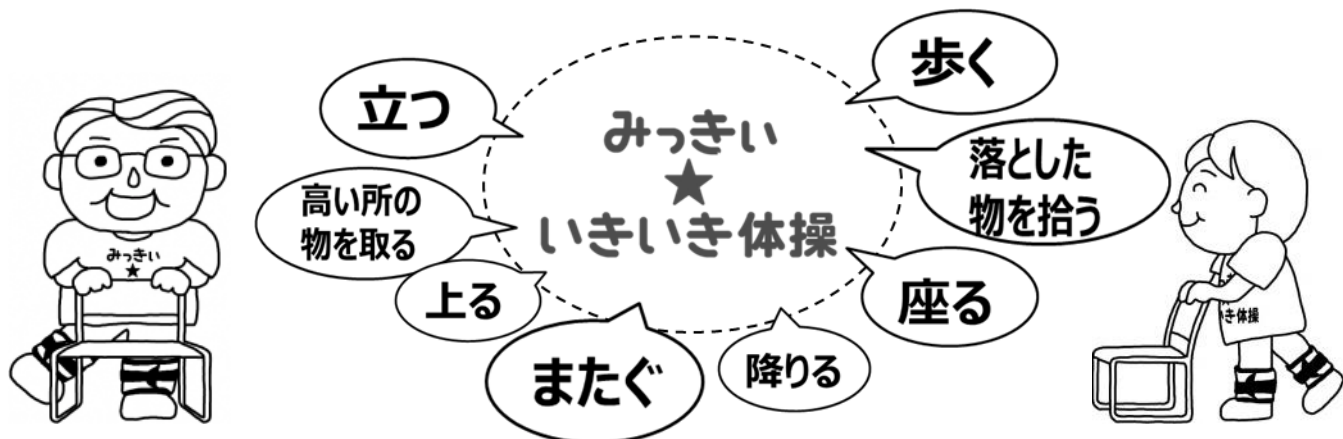


適切な取り組みを行えば、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることが期待できます。

三木市では、介護予防・フレイル予防として、**みつきい☆いきいき体操**をすすめています！



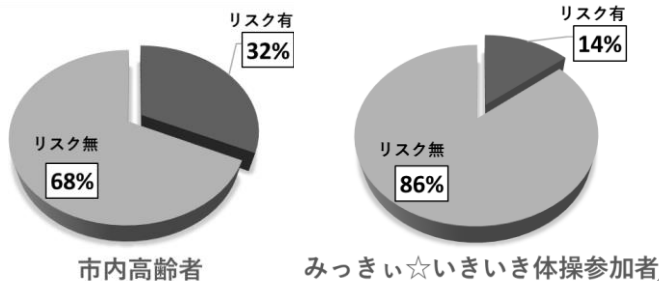
みっきい☆いきいき体操とは・・・



みっきい☆いきいき体操は、日常生活に必要な筋力、体の動き、バランスを身につけるために考案された体操です。
「運動機能の向上」と「教室に参加することによる社会的なつながり」に役立ちます。

65歳以上の市民を対象とした調査では、2,413人のうち、761人（32％）に運動機能低下のリスク※がみられました。
みっきい☆いきいき体操参加者の運動機能低下のリスク保有率は14％と小さくなっています。

運動機能低下のリスク保有率



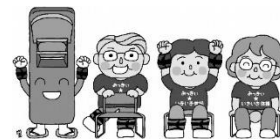
令和元年度三木市基本チェックリスト結果より

※運動機能低下のリスク：高齢者の基本チェックリストのうち、階段を手すりや壁を伝わずに昇れるか、転倒経験、転倒不安などの5項目のうち3項目以上に該当した場合、運動機能の低下が心配されます。

市内には100か所以上の教室があります。
仲間と一緒に体操を楽しむことで、いきいきと元気に過ごしませんか。



※三木市のホームページで体操の動画を公開しています



教室のご紹介・新規立ち上げのご相談などは、
三木市介護保険課・介護予防係まで

TEL 0794-82-2000
FAX 0794-82-5500

協議事項 3

「第9期介護保険事業計画」の策定について

1 計画について

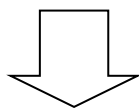
介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、介護保険法第117条第1項に基づき、3年を一期とする「介護保険事業計画」を定めることとなっています。

現在、三木市では、令和3年度から5年度までの3年間で1期とする「三木市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の期間中であり、今年度で終了となります。

このため、今年度中に、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とする「第9期介護保険事業計画」を策定します。

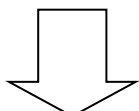
国の基本指針（介護保険法第116条）

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める。



市の介護保険事業計画（介護保険法第117条第1～2項）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標



保険料の設定等

- 介護サービスの見込み量等に基づき、介護保険料を設定
- 市長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
 - ・ 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

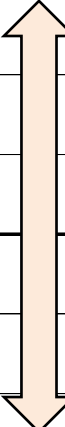

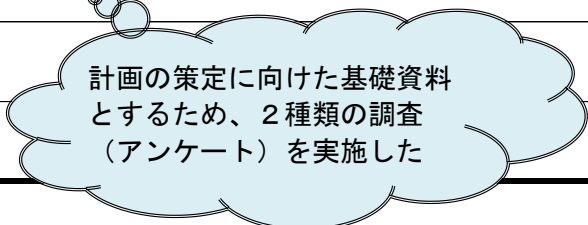
2 スケジュール

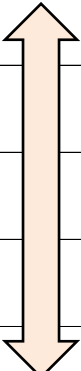
7月27日に市長から「三木市社会福祉審議会（※）」に対して、計画策定を諮問する予定です。

その後、社会福祉審議会内に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会」を立ち上げて4回程度審議していただきます。

なお、検討部会委員には、介護保険運営協議会からも「特別委員」として、半数の選出をお願いします。

(※)社会福祉審議会(福祉課所管)は、社会福祉行政の円滑な運営と推進を図る組織であり、「地域福祉計画」「障害者基本計画」「障害福祉計画」も審議しています。

令和4年	10月	 ①在宅介護実態調査 (10月～3月)
	11月	
	12月	
令和5年	1月	 ②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (調査期間：12月9日～12月28日)
	2月	
	3月	
		 計画の策定に向けた基礎資料とするため、2種類の調査(アンケート)を実施した
		(3/22) 介護保険運営協議会

令和5年	7月	(7/19) 第1回介護保険運営協議会にて、検討部会委員を選出 (7/27) 社会福祉審議会【計画策定の「諮問」】
	8月	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会 (8月下旬から4回程度開催予定) </div>
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
令和6年	1月	
	2月	市民から頂いた意見を踏まえ、計画を確定
	3月	第2回介護保険運営協議会を開催し、第9期計画を報告予定
	4月	第9期介護保険事業計画の開始

3 社会福祉審議会特別委員「高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定検討部会」への委員の選出について（案）

「介護保険運営協議会」からの選出委員（案） 11人

所 属	役職	部会委員（案）
三木市医師会	理事	池田 篤紀
関西国際大学	准教授	今福 恵子
三木市区長協議会連合会	会長	鷺尾 孝司
三木市連合民生委員児童委員協議会	副会長	藤木 登志子
三木市薬剤師会	会長	高馬 将一
社会福祉法人優和福祉会	総施設長	加藤 優子
公募委員		西尾 美智子
公募委員		井上 済納
公募委員		長谷川 悦子
公募委員		村川 美枝子
公募委員		吉村 清美

「社会福祉審議会」からの選出委員（案） 8人

所 属	役職	部会委員（案）
三木市社会福祉協議会	会長	植田 吉則
三木市歯科医師会		横尾 加名子
三木市老人クラブ連合会	副会長	鳥羽 聰
兵庫県加東健康福祉事務所	所長	逢坂 悟郎
三木市健康福祉部	部長	井上 典子
公募委員		3名